



農家戸別所得補償制度で 本町農業の将来展望が開けるのか

村尾明利 議員

町長 政策目的がよく分からない
実効性を注視したい



問 米農家の戸別所得補償制度が、本年はモデル事業として実施され、平成23年度より本格実施する方針が示された。このモデル事業の実施にあたって当該事業の規模（水田面積・件数（戸数）・金額）について。

答 糸原農林振興課長
水稻共済加入実績から推測して、水田面積1千234ヘクタール、1千850件、1億8千500万円です。

問 本町の農業にとって、このモデル事業をどう評価するのか。

答 事業実施後の米価の推移、農家の意見を聞いてから評価できるが、米価の落ち込みがなければ生産費を補う貴重な交付金とされ、一方、農家の集落営農からの脱退が進むようであればマイナスいずれにしても、ばらまき政策で政策目的がよく分からない。

問 このモデル事業によって、本町のこれまでの農業施策を見直し・転換する必要があるか。

答 糸原農林振興課長
これまでの仁多米ブランド化による高く売れる米作り、集落営農組織等による生産性の向上への取り組みを引き続いて推進します。

問 中山間地域特有の多様な農業形態（集落営農・小規模営農・兼業農家等）を有する本町における農業・農村を守る将来像をどう描くのか。

答 本町のような中山間地域農業は、家業から地域業への時代で、地域で継続的に取り組める安定した経営体の育成が必要です。中山間地域等直接支払制度とか農地・水・環境保全向上対策事業等

の有効活用で、非農家も含めた地域ぐるみの農業農村の維持保全活動を推進します。

問 今、宮崎県において口蹄疫が急速な広がりを見せており、甚大な被害が予想される。これにはすでに他の議員より質問があったので、私の質問を簡略致しますが、本町の畜産農家に対して、どのような対応・措置を取るよう指導しているのか再度確認する。

答 糸原農林振興課長
初動対応として、畜産農家自ら危機意識を持って行なう薬剤散布の消毒薬配布、JA等との訪問指導の徹底、防疫対策本部設置等進めています。

問 本年3月、「次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援すること」を目的とし、「子ども手当法」が成立、4月1日施行が決まった。本制度について成立以前より財源確保に問題ありとされ、扶養控除や配偶者控除の廃止、地方自治体の負担や景気・雇用対策費の削減の方針に批判がある中、

法制度の欠陥が指摘される等、多くの問題を抱えている。こうした子ども手当についての見解は。

答 対象となる子どもは中学3年生まで、本年は1人月額1万3千円支給で所得制限なし。受給資格の不備や財源の目途が無いなど問題が多く、6月支給を急ぐなど典型的なばらまきであると認識しています。

問 申請受け付けはどの程度進捗しているか。また、本町における受給対象の子ども的人数と受給父母の家庭数は。

答 植田教育総務課長
8割程度の進捗で、6月支払の子どもは、1千430人、受給家庭は、800世帯ですが全体では1千800人くらい該当します。

問 今、問題となっており、支給対象者が外国在住の子どもとした申請受付は、何件あるのか。

答 植田教育総務課長
今のところありません。申請があれば、適切な確認方法により対応してまいります。